

広報とよかわ広告原稿作成要領

「広報とよかわ」に広告掲載を申し込む場合は、以下の作成要領により広告原稿を作成するものとする。

1 広告原稿の作成

(1) 配色

4色（シアン・マゼンダ・イエロー・ブラック）

※ J I S 規格の色に限る

(2) 大きさ

天地：24.0cm 左右：17.0cm

※ 2分の1の大きさに使用する場合は、天地：12.0cm 左右：17.0cm

(3) 使用するソフト（Windows版に限る）

① Adobe Illustrator

- ・ CMYK モードで作成すること
- ・ 広告原稿データにはアウトラインをかけて EPS 形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと
- ・ バージョンは、CC2018 まで

② Adobe Photoshop

- ・ 広告原稿データは、使用サイズの 100% で解像度 300dpi にすること。レイヤーがある場合は統合して EPS 形式で保存すること
- ・ 入稿には配置されたすべての画像データを提出すること
- ・ バージョンは、CC2018 まで

(4) 使用する文字

原則として、広告内の文字の大きさは 11 級以上とし、使用する漢字、音訓、仮名づかい、送り仮名は、内閣告示および記者ハンドブックなどに準ずるものとする。

(5) 著作権

広告原稿データに、イラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、
広告主で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払い
をすること。

2 データの提出

広告原稿データは、出力原稿とともに CD-R などの記録メディアま
たはメール添付などにより提出すること。ただし、提出したメディア
の返却はしない。また、Adobe Illustrator で広告原稿を作成したと
きは、アウトラインをかけた後のデータを提出すること。

3 データの修正

市は、広告原稿データの修正を行わない。データの提出後に修正が
ある場合は、広告原稿提出期限までに広告主が修正し再提出すること。